

議案第129号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

平成26年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A第830号線	78 95	4 00	さいたま市桜区大字大久保領家字道場388番3地先	さいたま市桜区大字大久保領家字道場388番13地先	
D第678号線	855 44	4 00	さいたま市南区鹿手袋二丁目788番2地先	さいたま市南区别所六丁目256番43地先	
J第474号線	119 98	4 29 ～ 5 00	さいたま市緑区原山三丁目42番地先	さいたま市緑区原山三丁目84番1地先	
M第732号線	71 39	4 00 ～ 7 00	さいたま市南区大字広ヶ谷戸字稻荷越350番1地先	さいたま市南区大字広ヶ谷戸字稻荷越354番9地先	
12873号線	87 37	4 00	さいたま市北区今羽町382番地先	さいたま市北区今羽町386番地先	
12874号線	49 46	4 00	さいたま市北区吉野町二丁目243番25地先	さいたま市北区吉野町二丁目243番30地先	
41692号線	65 38	4 50	さいたま市西区三橋五丁目2018番6地先	さいたま市西区三橋五丁目2019番9地先	
1772号線	74 76	4 00	さいたま市岩槻区大字上野字一番63番1地先	さいたま市岩槻区大字上野字一番63番3地先	
2770号線	78 99	4 00	さいたま市岩槻区日の出町6544番12地先	さいたま市岩槻区日の出町6544番14地先	
6653号線	654 27	2 50 ～ 4 00	さいたま市岩槻区大字末田字新田448番地先	さいたま市岩槻区大字高曾根字新田40番地先	
6654号線	72 40	1 90 ～ 6 60	さいたま市岩槻区大字末田字新田496番地先	さいたま市岩槻区大字末田字新田335番2地先	
6655号線	334 84	2 25 ～ 3 50	さいたま市岩槻区大字末田字新田442番地先	さいたま市岩槻区大字末田字新田359番地先	